

令和元年10月開始

幼児教育・保育無償化についてのご案内

（幼稚園・認定こども園（教育認定）に入園しているお子様）

① 幼稚園・認定こども園（教育認定）を利用する満3歳から年長（5歳児）クラスまでのお子様の保育料を無償化します。

無償化の内容

◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年10月分から**月々の基本保育料を納入する必要がなくなります。**

無償化の対象とならないもの

◆基本保育料とは別に、通園送迎費・食材料費・行事費などは無償化の対象となりませんので、これまでどおりご負担いただきます。

◆副食費（おかず・おやつ等）についても、これまでどおり各園の定める料金をご負担いただきます。（伊那市に住民票をおくお子様については、各園の定める料金のうち1,500円を上限に市が軽減します。）

◆次の場合には、副食費が免除されます。

①父と母（父母に所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割（※）の合算額が77,101円未満の世帯（※住宅借入金等特別控除、配当控除等が控除される前の金額）

②保護者と生計を一にする子どもから数えて第3子以降にあたる園児

小学校4年生以上の子どもから数えて第3子以降となる場合は、別途申請が必要です。

- 提出するもの・・・「保育料・副食費軽減措置対象児童等申出書」
- 提出期限・・・令和元年10月 4日（金）
- 提出先・・・通園している園

裏面に預かり保育の無償化についての記載があります。

② 年少（3歳児）クラスから年長（5歳児）クラスの、保育が必要であることを認定された
お子様については、①の保育料に加え、**預かり保育の利用料も無償化**となります。

**預かり保育の
無償化**

- ◆10月利用分から、**共働きなどにより保育が必要なお子様**を対象に利用料の無償化を行います。
- ◆**月額11,300円と450円×月の利用日数のいずれか少ない額**が無償化の月額の上限となります。

※ 住民税非課税世帯に限り、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までのお子様についても、月額16,300円と450円×月の利用日数のいずれか少ない額を上限に無償化の対象となります。

必要な手続き

- ◆入園先で次の書類を配布しますので、必要事項を記入し、期限までに通園している園に提出してください。

●提出するもの・・・

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ②保育を必要とする理由について確認できる書類（就労証明書など）

●提出期限・・・

無償化開始前から継続して利用するお子様・・・令和元年9月30日（月）まで
10月以降に利用開始するお子様・・・開始月の前月の20日まで

●提出先・・・

通園している園

- ◆なお、認定後に世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定終了となり、それ以降の預かり保育の利用料は無償化の対象外となります。**

どのように

無償化されるか

- ◆無償化上限額（表面参照）の範囲内の利用料については、納入する必要はありません。
- ◆利用料が無償化上限額を超える場合には、超過分のみ入園先に納入いただきます。